

法律12715号(2012年9月17日)として立法化された暫定措置563号と法律12715号の相違点



ブラジル日本商工会議所

暫定措置563号は、立法化され、2012年9月17日付けで法律12715号として公布された。

- ▶ 暫定措置563と法律12715の間の移転価格規定には、次の点を除き、修正、変更はない。
- ▶ 関連会社からの輸入における、再販価格批准法で規定する利益マージン比率の変更

利益マージンに関し、暫定措置は各種製品の製造と販売に分けて分類されていたが、法律では製造と販売を一緒にし、産業ごとに分類された。

法律12715の利益マージン規定

I 40%の利益マージン

- A) 医薬及び化学薬品
- B) 煙草製品
- C) 光学、写真映像機器
- D) 歯科を含めた医療用の装置、機械、器具
- E) 石油及び天然ガスの採掘
- F) 石油製品

II 30%の利益マージン

- A) 化学製品
- B) ガラス及びガラス製品
- C) セルロース、紙及び紙製品
- D) 冶金製錬, 金属加工

III 20%の利益マージン

その他の産業

▶ 暫定措置では大蔵省は政府通達により、利益マージンの変更を行うことができる。

企業や業界が利益マージンの見直しを申し出ることができる法律9430号の21条 § 2規定は継続。

- ▶ 今後、国税庁からの細則により、産業やその製品規定の定義が行われより具体化されるものと予想される。